



## 多国籍電子業者からの電子役務をオンラインでクレジットカード決済する場合の源泉徴収時点

デジタル経済の発展と電子決済の普及により、台湾企業が国内に固定営業場所や営業代理人を持たない外国企業から電子役務の提供を受けることが一般的となり、会社の業務活動に欠かせない一部分になっている場合もあります。これには例えば、製品の知名度を上げるためのオンライン広告の依頼、営業用ソフトウェア、オンラインサービスなどがあります。

台湾に固定営業場所や営業代理人を持たず、台湾の買手に電子役務を提供する外国営利事業者(即ち、「多国籍電子業者」)に対し、財政部は2018年1月2日付台財税字第10604704390号通達及び2018年5月11日付台財税字第10700522870号通達を公布し、多国籍電子業者が台湾の買手に電子役務を提供し、取得する台湾源泉収入は、所得税を課すと規定しています。台湾の買手が機関、団体、学校、事業者、破産財団、業務事業者である場合は、台湾の買手が多国籍電子業者に報酬を支払う際に、法律に基づいて源泉徴収を行う必要があります。

所得税法第88条に、納税義務者に源泉徴収範囲の所得がある場合、源泉徴収義務者は「支払時」に支払金額に基づき税金を源泉徴収しなければならないと規定されています。また、「支払時」の認定は、所得税法施行細則第82条第1項に、「実際に支払、銀行口座間の振込又は銀行送金を行った時を指す。」と規定されています。

しかし、会社が電子役務をオンラインで会社名義のクレジットカードで決済する場合、「支払時」が「クレジットカードの読取時」「毎月の決算時」「会社がクレジットカード料金を支払った時」のいずれであるか明確にされていません。

さらに実際には、従業員が個人のクレジットカードを使っ

て、会社に代わって電子役務をオンラインで決済し、会社に関連料金を請求する場合があります。この場合における源泉徴収義務者の源泉徴収時点についても明確ではありません。

### KPMG Observations KPMGの見解

所得税法では、源泉徴収義務者が法律に基づく源泉徴収を怠った場合、税金の追徴だけでなく、罰則の対象となる可能性があるとして規定されています。会社が多国籍電子業者から役務サービスを受け、クレジットカードで決済した場合、所得税法の関連規定に適合するために源泉徴収義務者がどの時点で源泉徴収すべきかは、源泉徴収義務者の権益に大きな影響を及ぼします。以上を鑑み、KPMGは法令適用上の疑義を考慮し、財政部と国税局に主務機関による解釈通達を求めました。

この問題についてKPMGは次のように考えます。

「クレジットカードの読取時」を源泉徴収時点とすることは、会社が取引ごとに別々に源泉徴収を行う必要があるだけでなく、事務作業の煩雑さを増すこととなります。(1か月に10回電子役務を決済した場合、その月に10回分の源泉徴収申告を行う必要があります。)また、従業員が先に会社に代わってクレジットカードを使用した場合、会社は従業員が請求するまで源泉徴収に関する情報(例:支払の性質、対象、金額等)を知ることはできません。そのため、従業員がクレジットカードを使用してから10日以内に、会社が源泉徴収手続きを完了させることは難しいと考えられます。よって、「クレジットカードの読取時」を源泉徴収義務者による源泉徴収時点とすることは不適切と考えられます。

また、源泉徴収制度は税務当局が税源を把握し、正確な課税を確保するという観点から、所得税法第88条の「支払時」は、個別案件において源泉徴収義務者が源泉徴収に関する情報を十分に把握することを合理的に期待できる時点を検討する必要があると考えられます。財政部1979年11月13日付台財税字第37998号通達（以下、「1979年通達」）において、「外国会社が許可を受けて台湾に投資し、台湾の被投資会社に社員を派遣した場合には、当該外国人社員は被投資会社に雇用されるものと見なし、その給与は被投資会社が負担するものとする。当該外国人社員の給与を外国会社が先に支払った場合は、外国会社の立替費用となる。国内の被投資会社が外国会社から支払の通知を受取り帳簿記入した時、法により所得税の源泉徴収を行わなければならない。」と規定されているのは前述の趣旨に基づいていると考えられます。

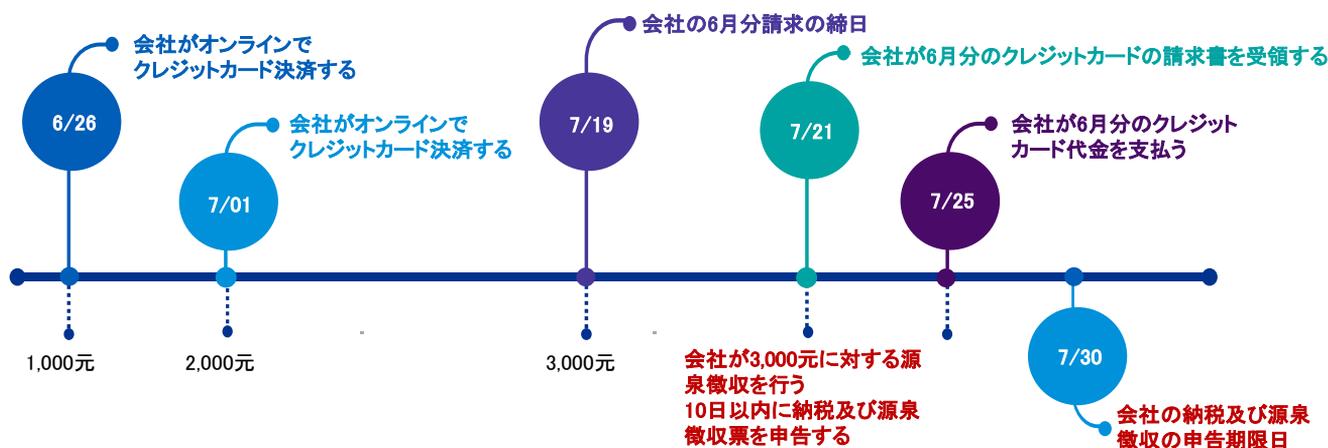
財務省及び国税局との検討の結果、国税局は1979年通達

の趣旨を参考に、会社がオンラインでクレジットカードを使用し、多国籍電子業者から電子役務の提供を受けた場合の源泉徴収時点について、クレジットカード保有者が「会社」であるか、又は「会社の従業員」であるかによって、下図のように処理することができるとの見解を示しました。

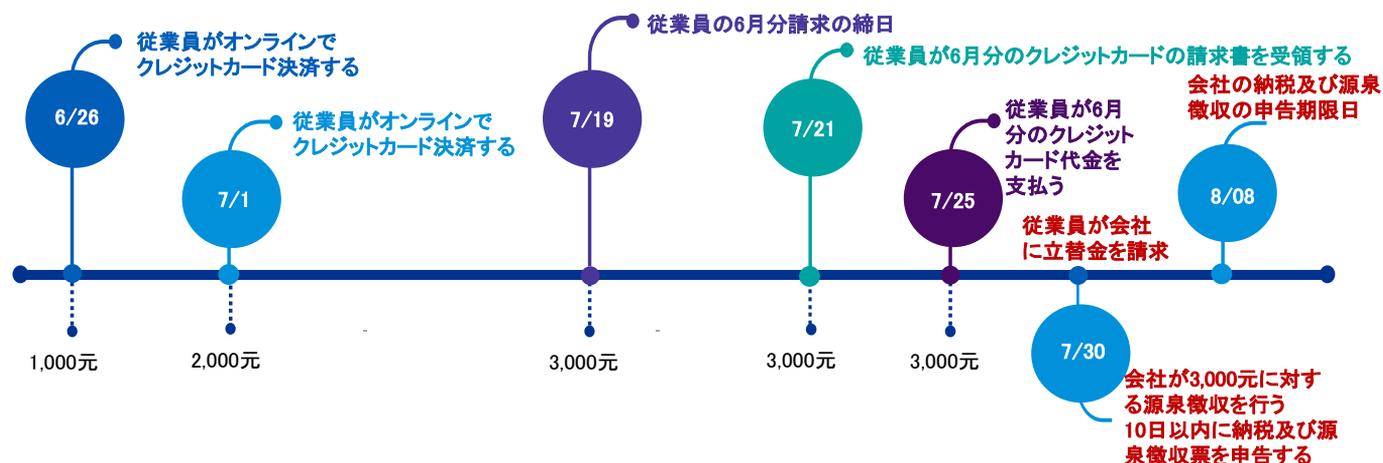
この実務上の方法は、所得税法第88条の「支払時」の趣旨に沿うだけでなく、会社は多国籍電子業者への支払いのたびに個別に源泉徴収を行う必要がなくなり、前月の支払がすべて送金された後、翌月に一括で源泉徴収することができます。これは、日常的に多国籍電子業者から電子役務の提供を受けている会社にとって、税務コンプライアンスコストを削減するという点で大きなメリットがあると考えられます。

作者  
パートナー 許志文  
マネージャー 巫念衡  
スタッフ 林上軒

#### 会社がクレジットカードで支払う場合の源泉徴収時点：当期のクレジットカードの請求書が会社に送達した時点



#### 従業員が先に個人のクレジットカードで会社に代わり支払う場合の源泉徴収時点：従業員が会社に関連立替金を請求した時点



# KPMG Taiwan Network

## 台北事務所

日本業務組連絡先 日本語対応可能

台北市11049信義区

信義路5段7号68F

T : +886 2 8101 6666 (代表)

F : +886 2 8101 6667

## 新竹事務所

新竹市300091

科学园区展業一路11号

T +886 3 579 9955

F +886 3 563 2277

## 台中事務所

台中市40758西屯区

文心路二段201号7F

T +886 4 2415 9168

F +886 4 2259 0196

## 台南事務所

台南市700002中区

民生路2段279号16F

T +886 6 211 9988

F +886 6 6229 3326

## 高雄事務所

高雄市801647前金区

中正四路211号12Fの6

T +886 7 213 0888

F +886 7 271 3721

## Contact us

### パートナー

李 宗霖

パートナー

T +886 2 8758 9946 内線番号 : 02337

E johnnylee@kpmg.com.tw

林 琇宜

パートナー

T +886 2 8758 9688 内線番号 : 02587

E slin1@kpmg.com.tw

陳 彦富

パートナー

T +886 2 8758 9995 内線番号 : 02909

E byronchen@kpmg.com.tw

友野 浩司

パートナー

T +886 2 8758 9794 内線番号 : 06195

E kojitomono@kpmg.com.tw

### 記帳部門 ( 記帳代行、個人所得税、給与計算等 )

蔡 文惠

パートナー

T +886 2 8758 9992 内線番号 : 00584

E etsai@kpmg.com.tw

### 登記部門 ( 会社設立、ビザ取得等 )

李 美儀

シニアマネジャー

T +886 2 8758 9780 内線番号 : 02340

E migilee@kpmg.com.tw

### 日本人顧問

坂本 幸寛

T +886 28758 9751 内線番号 : 19065

E yukihirosakamoto1@kpmg.com.tw

須磨 亮介

T +886 2 8758 9926 内線番号 : 17640

E ryosukesuma@kpmg.com.tw

## home.kpmg/tw/jp

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2020 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

発行責任者 : 林 琇宜 統括 / KPMG台湾